

ご存知でしたか? 60歳日本人の平均余命は、なんと!

男性 **22.93年**

女性 **28.33年**

※厚生労働省「平成24年簡易生命表」から。

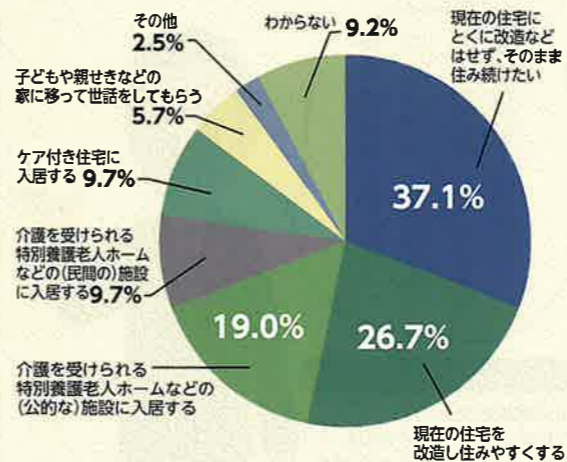
つまり、あと約20~30年間は住まいの事を考えざるを得ないのです。

日本では、いよいよ本格的な「超高齢社会」を迎えようとしています。そして、そんな長生き社会が抱えるひとつの大きなリスクとして、老後生活の大部分を過ごすことになる住まいの問題があるのです。また、一口に住まいの問題といっても、置かれた立場や状況は人それぞれ。このため、今直面している問題を、いったいどこに相談すべきかとお悩みの方も多いでしょう。でも、経験豊富な私たちにお任せいただければ、それぞれに最適な答えを、きつとご提案させていただきます。



TOPICS データで読み解く、高齢者と住まいの意外な関係。

体が弱った時、**住まいをどうしたいか** (複数回答)



※2010年度内閣府「高齢者の住宅と生活環境に関する意識調査」から

高齢者(65歳以上)の死亡原因と総数

住居内事故死は交通事故死**3,410人**より多い!

住居内事故

1万
2675人

- ◎転倒・転落...18.0%
- ◎同一平面上での転倒...10.5%
- ◎階段やステップからの転落・転倒...3.0%
- ◎建物や建造物からの転落...1.6%
- ◎不慮の溺死及び溺水...39.3%
- ◎浴槽内での、または浴槽への転落による溺死及び溺水...36.4%

※厚生労働省の人口動態統計(2012年)を元に作成(死因は一部重複するため死者数割合の合計は100%を超える)

リフォームにいくらかけているか

(60代の施主のリフォーム契約金額)



※住宅リフォーム推進協議会「平成24年度住宅リフォーム実態調査」から。

旅行や趣味など、充実した老後のために自宅を活用して資金を作りたい。どんな方法がありますか? (50代・Aさんご夫婦)

別居の両親が高齢で、今後の暮らしが心配。「高齢者向け住宅」ってよく聞くけど、どんなものがあるのかしら? (40代・Bさん)

築36年の自宅を処分して孫の近くに住みたい。何から始めればいいのかしら? (70代・Eさんご夫婦)

認知症になると家の売却ができないって本当? (70代・Dさん)

両親との同居を計画中。親の土地に二世帯住宅を建てたいが兄もいるのに後々揉めないかな? (30代・Fさんご一家)

自宅の階段昇り降りが厳しくなった。快適な老後生活のためにどうしたらいいの? (70代・Gさんご夫婦)

子供たちが遺産で争わないようにしたい。相続関係のことで、今やっておくべきことは? (60代・Cさんご夫婦)

まずは、じっくりとお客様のお気持ちを把握して、どうすることがお客様にとってベストなのかをご提案します。
安心して住まいのことや、これからの暮らしのこと、
何でも私たちにご相談ください!.....

お客様一人一人に合った答えを
私たちスペシャリストと一緒に探します!



相続対策から
空き家対策まで
何でも対応致します。
まずはご相談ください。

資格

- ・宅地建物取引士
- ・不動産コンサルティングマスター
- ・2級ファイナンシャルプランニング技能士(資産設計提案業務)
- ・公認不動産コンサルティングマスター 相続対策専門士
- ・公認不動産コンサルティングマスター 不動産有効活用専門士
- ・NPO法人相続アドバイザー協議会 認定会員 相続アドバイザー
- ・ライフコンサルタント

天部 昌彦 (あまべまさひこ)

PROFILE

1973年生まれで広島県出身。横浜市在住。3人家族。
趣味は旅行に食べ歩き。各所で相続や老後の住まい
のセミナーなどを開催しております。



今後の住まいのこと、
ライフプランを立てる
ことから始めませんか?
お待ちしております。

資格

- ・宅地建物取引士
- ・不動産コンサルティングマスター
- ・2級ファイナンシャルプランニング技能士(資産設計提案業務)
- ・AFP(アフィリエイト・ファイナンシャルプランナー)
- ・公認不動産コンサルティングマスター 相続対策専門士
- ・住宅金融普及協会 住宅ローンアドバイザー
- ・NPO法人相続アドバイザー協議会 認定会員 相続アドバイザー
- ・定借プランナー
- ・ライフコンサルタント

宮下 弘章 (みやしたひろあき)

PROFILE

1971年生まれで横浜市出身。家族は4人+ミニ
チュアダックス1匹です。趣味はDIY(日曜大工)、
音楽鑑賞、など。いつもお客様本位のご提案をさ
せていただきます。

60歳からの 住まい計画

安心して最も賢い人生をおくるために

子供たちの独立、リフォーム、相続問題、
親の介護、近居、2世帯同居、古家処分：
これからの住まいのこと、一緒に考えませんか？

ご相談は無料です！
まずはお電話を。



0120-47-5553

個別勉強会
随時開催!!



住まいのわ

(公社)全日本不動産協会会員 (公社)不動産保証協会会員
(公社)首都圏不動産公正取引協議会 神奈川県知事(1)第28919号

〒226-0011 神奈川県横浜市緑区中山町113-1
TEL : 045-929-5553 FAX : 045-929-5554

ライフプランニング株式会社



明るい雰囲気のお店でお待ちします!



ナチュラルカラーの店内 キッズスペース



同居はむずかしいけど、
せめて近くに
住んでほしいわ。



このまま今の家に
住み続けたいけど
周りが引っ越していくし、
そろそろ考えないとな。

お父さんたち、
これから家を
どうするんだろう？

子供たちに
めいわくも
かけたくないし…
どこに相談すれば
良いの？

